

平成15年9月17日

豊島区法定外税検討会議
会長 中村 芳昭 様

豊島区法定外税検討会議
委員 坂井 保義
(全国自転車問題自治体連絡協議会)

豊島区放置自転車等対策税の導入について

私ども全国自転車問題自治体連絡会(以下、「全自連」という。)は、放置自転車問題がなかなか解決されずに今日に至っている最大の要因は、自転車に係わる法体系が十分に整理されないまま、市区町村の事務とされてきたところにあることを主張してきました。

さらに、国や都道府県、さらには鉄道事業者といった社会的責任を負う事業者などとの役割分担が不明確であったばかりでなく、交通体系における自転車そのものの定義が不明瞭であることから生じている問題であることを強く訴えてきました。

各自治体は、放置自転車問題の解消に向けて、様々な取組みをしていますが、未だその抜本的な解消には至っていません。

放置自転車問題の解消は、自転車利用者のモラルに一義的な問題がありますが、それを訴えるだけでは解決が図れません。駅周辺の利用環境を良好にするためにも、第一に、自転車の駐車を確保することが不可欠です。各自治体も自転車駐車場の整備に努力をしていますが、用地の取得の困難性や負担が過大になっていることから整備が駐車需要に対応しきれないのが現状です。

特に、自転車駐車が不足しているといった状況は、豊島区だけの固有な状況ではなく、全国の自治体が抱えている問題であることから、全自連としては、鉄道事業者に対して自転車駐車場の整備、あるいは用地の提供を求めているところです。

改正自転車法第5条第2項に『自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならない』との規定があります。しかし、独自の調査等によれば、全国的にみても、鉄道事業者の協力や主体的な取組みが十分に得られていない状況にあります。

全自連は、放置自転車問題の大きな要因として鉄道事業者の協力が十分でないこと、そもそも根本的な原因として自転車駐車場の付置義務が法的に鉄道事業者に課せられていないことを再三再四訴えてきました。

本報告書やこれまでの審議過程の中で、豊島区において鉄道事業者の協力や主体的なとりくみが十分でなかったことが明らかになりました。私どもは、主張の正当性を改めて再確認するとともに、この状況は氷山の一角にすぎないと考えています。

次に、「区の放置自転車対策に要する費用の一部について、鉄道事業者に負担を求め、豊島区の要する費用全体を自転車放置者・駐車場利用者、区民および鉄道事業者で分かちあうことは社会的に合理的である」と専門委員会が判断しました。

全自連としては、あくまで鉄道事業者に自転車駐車場の付置義務を法的に課すことを訴えておりますが、鉄道事業者の社会的責任を「責務に応じた費用負担」という形で具現化できることに、現状からの一歩前進という意味で大いに評価したいと考えています。

今回、検討してきた放置自転車等対策税を導入するにあたっては、二つの条件が附加されました。「今後3年から5年にわたって自転車駐車場の建設等および放置自転車の撤去・保管・処分をどのように充実しようとしているかについて、具体的方策やそのために必要になる費用を区民に示すこと」と「自転車利用者からの費用徴収が撤去・保管費用や自転車駐車場の維持・管理費の少なくとも二分の一に相当する額になるように改めること」の二条件です。

最初の条件について、改正自転車法にある「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定をはじめとしたビジョンを区民に示すことは、今後の経費を、自転車利用者、区民、鉄道事業者等がどのように分担していくのか、を考えるためのインセンティブを区民に与えることとなります。区民の中には、放置自転車対策にどれだけの経費がかかり、誰が負担しているか、認識している人は多くないと思われます。その負担者や負担額を明らかにすることで、区民相互に放置自転車の抑止意識が醸成されることを期待して、全自連としては、この条件は止むを得ないものと考えています。

次の条件については、受益者負担、原因者（誘因者）負担の視点から、自転車利用者、区民、鉄道事業者の責務の軽重を考慮すれば、全自連としては、当然のものとして受け止めています。

このように二つの条件が附加されたものの、専門委員会において、本税を課税すべきであるという結論に達したことは、全自連としても、基本的にこれまでの主張と一致するところであり、一歩前進させるための有効な手段であると考えています。

また、本報告書では、放置自転車対策としては、「税ありき」といった問題ではなく、鉄道事業者自らが自転車駐車場を設置した場合に、一定の減免措置を設ける必要を述べています。全自連はあくまで法的義務を訴えておりますが、現実問題として確保が困難な状況にあることに鑑みるならば、政策判断として、税あるいは負担金などという形を選択できるという判断に大きな賞賛を与えるものです。

最後に、この税の導入によって、鉄道事業者の社会的責任がより明確になり、鉄道事業者による自転車駐車場の整備を促す契機となることを、全自連は大いに期待しています。